

令和8年経済センサスー活動調査研究会（第6回） 議事概要

1 日時 令和7年2月25日（火） 15:00～17:10

2 場所 総務省第2庁舎 6階 特別会議室

3 出席者

委員等：廣松座長、野辺地委員、菅委員、宮川委員、高部協力者、児玉協力者

オブザーバー：内閣府（経済社会総合研究所）、総務省（政策統括官室）

東京都（総務局）、独立行政法人統計センター（統計編成部）

事務局：総務省（統計局）、経済産業省（大臣官房調査統計グループ）

4 議題

(1) 調査計画案について

(2) その他

5 議事概要

- ・ 各議題において、検討の方向性について概ね了承された。
- ・ 主な意見等は以下のとおり。

【オンライン回答の推進について】

- ・ 令和6年に実施された試験調査におけるオンライン回答率は、令和3年調査と比較して大きく上昇しており、よいことだと考える。ただ、試験調査と本調査では回収率が異なるといった事情もあり、単純な比較は難しいと思われる。令和元年に実施された試験調査と今回の試験調査を比較すると、オンライン回答率は上昇しているのか。
 - 令和元年に実施した試験調査でのオンライン回答率は3割程度であったが、本調査である令和3年調査においてそれより上昇している。
- ・ 直轄調査対象企業に配布する電子調査票に関して、新たにHTML形式の電子調査票も措置することだが、Excel形式の電子調査票についても引き続き措置することか。
 - 御認識のとおり。具体的な運用については、経済構造実態調査等の実績を踏まえて検討してまいりたい。

- ・ オンライン回答率が上昇していることは大変よいことと考えており、これは世間一般的なオンライン回答に対する印象が変化していることも影響していると思われる。さらにオンライン回答率を上昇させるためには、オンライン回答することの利点を提示していく必要があるのではないかな。

例えば、以前にも議論があったかと思うが、過去の回答値を確認することができれば、回答はより容易になる。そういった利点を用意していくことで、さらにオンライン回答を推進できるのではないかな。

→ 御指摘のとおり、過去の回答値があれば回答時の負担軽減につながるが、一方で過去の回答値を表示することで、その数値のまま回答を提出してしまうといった影響も考えられるため、現状では一部の調査項目に限って対応しているところ。

また、オンライン回答では、紙の調査票で回答する際に間違いやすい従業者数の合計欄などの調査項目に対して、自動チェック機能で誤りを防止することができ、調査対象が疑義照会を受ける可能性を低減することができる等の利点がある。このような利点があることを周知することで、オンライン回答を推進していきたい。

- ・ 試験調査でのオンライン回答率は、過去の調査と比較しても大きく上昇しているということもあり、令和8年調査においても高いオンライン回答率が期待される。

ただ、オンライン回答を試みたが紙の調査票での回答に切り替えた事業所において、「初期ID等がわからない」ためにオンライン回答を断念した事業所が多いことは大変意外だった。調査書類上、初期ID等を太字にしてわかりやすく記載するなどの工夫をすることで、オンライン回答率をさらに上昇させることができるのではと考える。

→ 「初期ID等」には、オンライン回答上の基本的な用語がわからない者も含まれていると認識している。いずれにしてもわかりやすい書類の作成に努めてまいりたい。

- ・ 試験調査におけるアンケートは、回答があった事業所のみを対象としているようだが、回答がなかった事業所にもアンケートは実施したのか。オンライン回答を試みたが、何らかの理由で回答自体を途中でやめてしまった事業所も一定数存在するのではないかなと思われる。そうした事業所が回答しなかった理由がわかれば、対策も立てられるのではないかな。

→ 今回の試験調査では、一定程度以上のオンライン回答率が確認されたこともあり、回答がなかった事業所に対しては負担をかけないように接触は控えているところ。今後、事業所・企業を対象とした他の統計調査の状況等も踏まえた上で、調査の設計について検討を進めていきたい。

- ・ オンライン回答が改善されたとしても、紙の調査票での回答を希望する事業所も多く存在するが、こうした事業所に対しては最初から紙の調査票を郵送した方が、調査に協力いただけるのではないか。
 - 経済構造実態調査では、紙の調査票を強く希望する企業に対しては、最初から紙の調査票を郵送する対応をとっているところ。こうした他の統計調査の実施状況を踏まえ、経済センサス - 活動調査においてどのような対応をとるか検討していきたい。
- ・ 「調査事項の内容がわかる資料を紙媒体で措置」とあるが、調査票の他に調査事項がわかる資料を措置するということか。
 - 事業所に郵送する書類に調査事項の内容を記載したリーフレットを措置し、事業所がオンライン回答書類を受け取った際に、どのような調査事項に回答する必要があるかわかるような形を想定している。
 - 一般的に、調査結果の利活用状況を知りたいという事業所・企業も多いため、利活用の状況についてもわかるような資料となるよう、検討していただきたい。

【生産物分類の適用について】

- ・ 生産物分類に対応した品目の回答にあたって、事業内容にあった品目を探し出すことは大変困難であると思われる。そのため、コールセンターにおいて、事業内容にあった品目を案内するといった対応や、品目を検索できるようなシステムを HP 等で措置した方がよいのではないか。また、次回調査では難しいと思うが、フリーワードで回答を記入できる欄も措置してはどうか。
 - 品目を検索できるシステムについては HP 上に措置予定であり、コールセンターにおいても、適切に品目案内ができるように FAQ の充実を図ってまいりたい。
フリーワードでの回答については、文字情報から品目を格付けするための環境整備には多くの時間を要し、令和 8 年調査までの実装は困難であることから、次々回以降の調査に向けて引き続き検討してまいりたい。
- ・ 小売業の品目案に関して、令和 8 年調査では『シャツ』という品目を新たに措置する予定とのことだが、この品目は令和 3 年調査では、『男子服』『婦人服』『子供服』の 3 つの品目の中に含まれていたのではないのか。そうだとすると、過去調査の結果と接続できなくなることが懸念されるのではないのか。そうでないとすると、令和 3 年調査では「シャツ」はどこに含まれていたのか。
 - 百貨店等に企業ヒアリングを行ったところ、「男子用のシャツ」といったように性別などの詳細な区分で売上高を回答することは困難という意見をいただいたため、令和 8 年調査では『シャツ』として性別などの区分をせずに品目を設定する修正を検

討した。令和3年調査において、小売業のシャツ類は『男子服』『婦人服』『子供服』の中ではなく、『洋品雑貨・小間物』の中に含まれており、時系列比較の観点からは問題ないとする。

- ・ 卸売業の品目では、シャツ類に関する品目は措置しないとのことだが、小売業と卸売業での品目の接続という観点から問題はないのか。
 - 小売業と卸売業についてはこれまでも「日本標準産業分類」における区分に従って整理し、結果として小売品目（『洋品雑貨・小間物』）と卸売品目（『下着類』）との接続はできない形となっていたが、下着の卸売は、下着の小売とシャツの小売を足したものと整合的になるため、小売と卸売の接続という観点からも支障はないものと考えられる。
- ・ 卸売業のシャツ類は令和3年調査ではどこに含まれていたのか。
 - 令和3年調査では、卸売業のシャツ類は『下着類』に含まれている。一方で、『下着類』という名称については、シャツやワイシャツなどのシャツ類やセーターなどのニット類も当該品目分類に含まれていることが不明瞭であるため、品目名称を『下着類、シャツ類、ニット類』に明確化することを検討したい。
 - 過去の結果との接続ができる範囲で品目の名称を適切に修正することは問題ない。
 - 小売業についても、現行案の『シャツ』について卸売業と同様に不明瞭を解消するため、品目名称を『シャツ類、ニット類』と明確化したい。併せて、品目例示などを丁寧に記載することで理解度を高める。
- ・ 「経済センサス品目」については、「生産物分類」とは異なるものであるといった説明が必要と思われるので、今後の関係各所への説明の際は留意してほしい。
- ・ 調査実施者としては、分かりやすく回答できることが重要であると考え、コールセンターでのバックアップや、分類番号検索システムの充実等について取組を進めてほしい。

【公表時期の見直し等について】

- ・ 「サービス収入の内訳」という用語について、令和3年調査においてサービス分野において生産物分類を導入されたことからこの表現が使用されたと理解しているが、令和8年調査では財分野においても生産物分類が導入されることから、財分野もまとめた用語を検討されるのか。

また、集計表においても、財分野・サービス分野をまとめた生産物分類別の表を作成されるのか。

→ サービス分野については、令和3年調査において、調査事項の名称に合わせ、「サービス収入の内訳」という用語を使用しているところ。

ただ、財分野については、従来品の目別集計で使い慣れているユーザーもいることから、可能な限りこれまでと同様の用語を使用する想定。集計表においても、財分野の品目とサービス分野の品目で分けて作成することとしたい。

【他調査との関係について】

- ・ 令和8年調査におけるデータ移送の取扱いについては、データ移送全体を少し見直す時期になってきていると理解している。

その前提で、資本金、事業内容などの項目については、多くの事業所・企業においてあまり変更はないと考えられるため、名簿情報をそのまま活用しても問題ないのではないかと考える。多少の変更はあると思うが、レジスター情報が十分整備されつつあるため、一度名簿情報のまま集計した上で、事後的に検証するという対応でも問題ないのではないかと。この点について、今後検討していただきたい。

以上